

条例規定内容比較表

	大項目	見出し項目	吉野町	伊丹市	西脇市	尼崎市
1	総則	目次	○		○	
2		前文	○	○	○	○
3		目的	○	○	○	○
4		定義	○		○	○
5		基本理念	○	○	○	○
6		基本原則	○		○	
7	条例	条例の位置付け	○	○	○	
8		条例の見直し	○	○	○	
9	町民	町民（市民）の権利	○	○	○	○
10		町民（市民）の責務	○	○	○	○
11		町民（市民）の役割	○		○	
12		事業者の役割			○	
13		事業者の責務			○	
14	議会	議会の役割	○	○	○	
15		議会の責務	○	○	○	○
16		議会への委任			○	
17		議員の役割	○	○	○	
18		議員の責務	○	○	○	
19		議員の倫理	○			
20	町長	町長（市長）の役割	○	○	○	
21		町長（市長）の責務	○	○	○	○
22		町長（市長）の倫理	○			
23	町職員	職員の役割		○		
24		職員の責務	○	○	○	
25	情報	情報の提供			○	
26		情報の公開	○		○	
27		情報の共有	○	○		
28		情報の発信				○
29		市民間の情報共有			○	
30		会議の公開	○			
31		情報収集及び管理	○			
32		個人情報の保護	○		○	
33	住民自治	住民自治制度	○			
34		コミュニティ	○	○		○
35		地域自治組織	○	○	○	

	大項目	見出し項目	吉野町	伊丹市	西脇市	尼崎市
36	参加・参画と協働	参加・参画・協働の推進	○		○	○
37		参加・参画・協働の仕組み	○		○	
38		住民の公益活動	○		○	
39		対話の場の設置		○		
40		住民投票	○	○	○	
41		審議会	○	○	○	
42	学習機会・生涯学習	○	○	○		
43	文化	多文化共生	○			
44		地域資源を活かしたまちづくり	○			
45	行政経営	総合計画	○	○	○	
46		行政組織	○		○	
47		財政運営	○		○	
48		財政状況の公表			○	
49		政策法務	○		○	
50		人事施策			○	
51		法令遵守	○		○	
52		公益通報	○		○	
53		説明責任	○		○	
54		応答責任	○		○	
55		広報・広聴、パブリックコメント	○	○		
56		行政手続	○		○	
57		行政評価	○	○	○	
58		外部監査	○			
59	危機管理	○		○		
60	連携	国際交流	○		○	
61		国との連携	○	○	○	
62		県との連携	○	○	○	
63		他の自治体との連携	○	○	○	

備考

- ・今回比較した自治体は、庁内WGが視察にいった自治体(奈良県吉野町、兵庫県伊丹市及び兵庫県西脇市)及び極端に条文の少ない近畿圏の自治体(兵庫県尼崎市)の4市町としている。
- ・条例の見出しに基づく分類とした。
- ・条例見出し表現のゆれは同一見出しにまとめた。
- ・伊丹市における条例見直し条項は、附則に規定している。